

私学助成園の処遇改善に係るFAQ（令和4年 3月10日時点版）

番号	項目	問	答
1-1	対象	「賃金改善部分」の処遇改善の対象は、保育士や幼稚園教諭、保育教諭に限られるのでしょうか。	幼稚園教諭だけでなく、調理員や栄養士、事務職員など、各幼稚園に勤務する全ての教職員（法人役員を兼務する園長を除く。）が対象となります。 ただし、延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している教職員は対象となりません。
1-2	対象	非常勤職員は今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。	非常勤職員も対象となります。
1-3	対象	派遣の教職員は今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。	派遣の教職員も対象とすることができますが、その場合、派遣元事業所を通じて賃金改善が確実に行われることを確認する必要があります。
1-4	対象	育児休業（産前・産後）を取得予定の教職員は今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。	いずれも対象となります。 なお、教員の場合は補助金算定の対象とすることも可能です。
1-5	対象	「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する園長は対象外とありますが、ここでいう「法人役員」の範囲はどこまででしょうか。	「法人役員」については、賃金の決定を含む幼稚園の経営判断に携わる者を想定しており、例えば、理事、監事及び評議員が該当します。
1-6	対象	「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する園長は対象外とありますが、役員報酬を受け取っていない場合も対象外となりますか。	対象外となります。
1-7	対象	「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する園長は対象外とありますが、勤務する幼稚園ではない別法人の役員を兼務している場合も対象外となりますか。	対象となります。
1-8	対象	「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する園長は対象外とありますが、園長以外の教職員が法人役員を兼務している場合も対象外となるのでしょうか。	園長以外の教職員が法人役員を兼務している場合は、当該教職員は対象として差し支えありません。
1-9	対象	「賃金改善部分」の処遇改善について、全ての職員を対象とする必要があるのでしょうか。一部でも良いのでしょうか。	賃金改善の具体的な方法や対象・個々の教職員ごとの賃金改善額については、設置者の判断により決定することが可能です。
1-10	対象	上限額の算定でいう教員の中に、教育補助員は含まれるか。	教育補助者は教員に含みません。
1-11	対象	時給で働いているパート職員などは固定給がなく、毎月労働時間によって給与が決まるが対象となるのか。もしも対象となるならば、3%（9,000円）はどのような計算をすれば良いのか。例えば時給を3%上げる方法などが考えられる。	パート職員の方も、本補助金を活用して処遇改善することは可能です。 方法は各幼稚園で異なると思いますが、お示しいだいた時給を上げる方法が一般的と考えます。

私学助成園の処遇改善に係るFAQ（令和4年3月10日時点版）

番号	項目	問	答
1-12	対象	幼稚園の教育体制支援事業「賃金改善に係る計画書」について、「法人役員を兼務する園長」は対象外ですが、「理事長と事務長を兼任」の場合は対象となるのでしょうか。	「理事長と事務長を兼任」する場合は補助対象です。
1-13	対象	事務長・事務職員の発令が本部職員ですが対象ですか。	法人本部に経費が計上されている方は補助対象外です。
1-14	対象	本事業の実施期間途中で勤務形態がフルタイムから短時間勤務となり、賃金の下がるが、今回の事業の対象とすることは可能か。 可能な場合、「賃金水準に係る計画書」の「基準月の給与」欄は1月の金額を記載しておけばよい。それとも、途中で金額が変わるため、空欄としておいてよい。	対象とすることは可能です。 当該者について、備考欄にいつから勤務形態を変更したのか、メモを残してください。 「基準月の給与」は当初の基準月の給与を記載するのみで差し支えありません。
1-15	対象	令和4年4月から学校法人に移行する幼稚園も申請することは可能か。	可能です。 学校法人に移行することを前提に申請作業（学校法人名等）を進めてください。ただし、学校法人に移行しなかった場合は、交付決定を取り消すこととなります。 なお、4月1日以外の日に学校法人化する場合は、5月からの申請となります。（今後も各月初日以外の日に学校法人に移行する場合は、学校法人に移行した翌月から交付の対象とします。）
2-1	要件	「賃金改善部分」の処遇改善について、「補助額は、教職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること」とされていますが、総額として補助金交付額を下回る改善とすることはできないのでしょうか。	補助金額は、各幼稚園に対して配分する額を機械的に算定したものであり、必ずしも補助金額の範囲内又は補助金額を超えて、処遇改善に取り組まなければならないものではありません。 なお、残余の補助金については、国庫返納することとなります。
2-2	要件	「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げにより改善を図っている」について、月ごとに3分の2以上ということでしょうか。	月単位ではなく、事業期間で判断します。
2-3	要件	「賃金改善部分」の処遇改善について、「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とされていますが、事業期間終了後、基本給等による改善額が3分の2を下回っていた場合は、補助金は全額返還となるのでしょうか。	賃金改善計画策定時に予期することができない事情により、やむを得ず基本給又は決まって毎月支払われる手当による改善額が賃金改善額の3分の2を下回る結果となってしまった場合については、特段の理由がある場合に該当するものとして返還する必要はありません。

私学助成園の処遇改善に係るFAQ（令和４年 3月10日時点版）

番号	項目	問	答
2-4	要件	「賃金改善部分」の処遇改善について、令和４年４月以降に、令和４年２月分及び３月分の賃金改善を遡及して支払うことは可能でしょうか。	令和４年２月から実際に教職員の賃金改善を行うことを要件としています。賃金規程等の改定に一定の時間を要することを考慮し、３月に、２月分及び３月分をまとめて一時金により支給することも可能ですが、４月以降に支払う場合には補助対象外になります。
2-5	要件	４月に既に従来の制度（私立高等学校等経常費助成費補助金の加算分）に従い、賃上げをしている場合、本補助金を２月から受けるためには１月から再度賃上げする必要があるということでしょうか。	昨年４月から既に処遇改善に取り組んでいる場合は、基準月の１月から、更に処遇改善をすることが必要となります。
2-6	要件	「基本給又は毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」と記載がありますので、継続的に毎月支払われる手当を創設すれば対応可能と判断したのですが、理解が違いますでしょうか。	「継続的に毎月支払われる手当を創設」で対応することは可能です。ただし、一旦、本俸を減額し、その分を手当で賄うといったことがないよう、一人当たりの総額について注意が必要となります。
2-7	要件	「３％程度（月額9,000円）」の処遇改善を毎月、対象者全員に達成しなければならないのか。	幼稚園で働く方の平均給与から、３％程度（月額9,000円）を国が想定したのですが、各幼稚園の実情を踏まえ、必ずしも9,000円を上限や下限とするのではなく、園の裁量で増減させることが可能です。なお、補助金が余った場合は、返還することとなります。
2-8	要件	私学以外の場合は２月から処遇改善をすることが補助条件となっているが、私学の場合は４月からでも問題ないのか。また、２月から処遇改善を実施する場合と、４月から処遇改善を実施する場合で、９月までの補助率等に何か違いはあるのか。	本事業では、各幼稚園のご意向を尊重し、処遇改善の実施時期を柔軟に設定することとしておりますが、４月から処遇改善を行う場合、２月・３月分の補助金は交付する必要がないため、４～９月分の補助金が交付されます。実施時期に応じて、配分される予算額が異なる以外、違いはありません。
2-9	要件	基本給（本俸）でなく、処遇改善手当といった手当の形で支給しても問題ないでしょうか。	賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とした上で、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ることは認められます。
2-10	要件	今回の経済対策は、通常昇給以外で３％程度の上乗せを行う事を目的としていると思いますが、金額に関しては、３％程度という率を優先するのか、法定福利込みの９，０００円を優先するのかどちらでしょうか。	幼稚園で働く方の平均給与から、３％程度（月額9,000円）を国が想定したのですが、各幼稚園の実情を踏まえ、必ずしも9,000円を上限や下限とするのではなく、園の裁量で増減させることが可能です。

私学助成園の処遇改善に係るFAQ（令和4年 3月10日時点版）

番号	項目	問	答
2-11	要件	時給や日給は月によって、給与総額が変動する。基準月が固定されてしまうと、「割合」の算定に影響を及ぼすが、どのようにすればよいのか。	時間数や勤務日数等の変動要因を考慮してしまいますと、かえってミスや作業負担が生じます。そのため、単純に処遇改善を行う月の前月としていただいて差し支えありません。なお、「割合」が3%を下回ることをもって補助対象外とするものではありません。
2-12	要件	今回の募集では令和2年度の賃金総額と法定福利費の事業主負担分を計算しているが、令和4年度の申請においては、令和3年度の賃金総額と事業主負担分で計算する形になるのか。	令和3年度補正予算事業の事業期間については、一貫して令和2年度の額を用いて計算します。
2-13	要件	補助対象となる賃金改善額の下限の設定はないということでしょうか。	個々の上限・下限の設定はありません。 算定した補助金を活用して、各幼稚園の判断により決定することができます。
2-14	要件	2月から9月までがこの補助の対象となっております。9月まで予想可能な限り実際に近い金額を「基本給および決まって毎月支払う手当」に入れたいと思いますが、Q1のとおり非常勤の場合は毎月変動しましたコロナ対応により非常にシフトなどが予想しにくく状態があり、実績額との相違が確実です。このような想定の下で申請は可能でしょうか。	申請可能です。 申請時点では計画（薄橙のセル）をご記入いただき 各月の金額が確定したら、実績（水色のセル）をご記入いただくこととしております。
2-15	要件	「賃金」の範囲はどこまでか。	職員（非常勤の教職員及び法人の役員等を兼務している教職員を含む。）の賃金（退職金及び法人の役員等としての報酬を除く。）
2-16	要件	「法定福利費等の事業主負担分の増」の範囲はどこまでか。	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料等における、処遇改善による賃金上昇分に応じた事業主負担増加分、法人事業税における処遇改善による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分、退職手当共済制度等における掛金等が増加する場合の増加分を想定しています。
3-1	賃金改善額の算定方法等	本事業の実施月以降に、施設型給付費の支給を受ける幼稚園に移行した場合の取扱いについて。	関係省庁と検討中です。 ※4-15,4-16,4-17参照。
3-1	賃金改善額の算定方法等	「賃金改善部分」の処遇改善について、全ての教職員に対し9,000円の賃金改善を行うことが必要なのでしょうか。また、9,000円を超えて賃金改善を行うことも可能でしょうか。	申請時点の教員数に基づいて補助上限額を算定しますが、実際の配分に当たっては、学校法人の判断によることができます。したがって9,000円を超えて賃金改善を行うことも可能です。 ただし、特定の教職員に合理的な理由なく偏って賃金改善を行うといった、恣意的な賃金改善が行われないよう留意する必要があります。

私学助成園の処遇改善に係るFAQ（令和4年3月10日時点版）

番号	項目	問	答
3-2	賃金改善額の算定方法等	「賃金改善部分」の処遇改善について、賃金改善額は、一律同額とする必要があるのでしょうか。	賃金改善の具体的な方法や対象、個々の教職員ごとの賃金改善額については、学校法人の判断により決定することが可能です。
3-3	賃金改善額の算定方法等	賃金改善を行った場合、社会保険料等の負担も増加しますが、この増加分についても「月額9,000円相当」の中から捻出するのでしょうか。	賃金改善に伴う社会保険料の事業主負担分の増加分については、賃金改善分とは別に上乗せして補助上限額に加算しています。
3-4	賃金改善額の算定方法等	事業者の業績等に応じて賃金の水準を低下させることは認められるか。	認められません。 「業績等」とは、事業者の業績等ではなく、職員個人の業績等を指し、「業績等に応じて変動するもの」とは、事業者の給与規定等に基づき、職員個人の業績等に応じて変動することとされている賞与等を指します。したがって、事業者の業績等の低下を理由として、賃金の水準を低下させることはできません。
3-5	賃金改善額の算定方法等	「決まって毎月支払われる手当」に、通勤手当や扶養手当は含まれるのでしょうか。	通勤手当や扶養手当を始めとする個人的な事情に基づいて支払われる手当については、含まれません。
3-6	賃金改善額の算定方法等	「決まって毎月支払われる手当」により賃金改善を行う場合、手当を新設する又は既存の手当を増額するいずれの方法がよいのでしょうか。	いずれの方法でも可能です。既存の手当を増額する場合は、各幼稚園において賃金規程等を変更するなど、当該手当を増額して本事業による賃金改善を行うことが分かるようにしておく必要があります。
3-7	賃金改善額の算定方法等	法定福利費等の事業主負担分の算式は「標準」とされていますが、示されている以外の算出方法によることは可能でしょうか。	実施要綱でお示ししているのは「標準」の算定方法になりますので、各幼稚園の実情に応じた算出方法によることも可能です。（例：幼稚園が職員分を除いて計算できるのであれば、教員の事業主負担割合で提出も可能。）
3-8	賃金改善額の算定方法等	法定福利費等の事業主負担分の算定式について、補助対象外である「法人役員を兼務する施設長」分も含んで算定するということがよろしいのでしょうか。	「法人役員を兼務する施設長」など補助対象外となる者の負担分は算定に含めません。
3-9	賃金改善額の算定方法等	法定福利費等の事業主負担分の算定式の分母となる「賃金の総額」には、法定福利費が含まないか。	賃金の総額には法定福利費は含めません。 例えば、私立幼稚園の人件費支出の内訳が、 本俸、期末手当、その他手当、法定福利費 に区分されていると仮定した場合、賃金の総額は、 本俸、期末手当、その他手当 の合計となり、法定福利費は含まずに計算します。

私学助成園の処遇改善に係るFAQ（令和4年 3月10日時点版）

番号	項目	問	答
3-10	賃金改善額の算定方法等	賃金改善の対象は「教職員」となっていますが、申請書類の上限額の算定資料を拝見すると、「教員数」となっています。職員の給与を改善しても上限額の算定上は、その職員は含まないということでしょうか。	補助金額の算定に当たっては、教員数に応じて園ごとに総額を算定し、その総額の範囲内で教員以外の職員の方々も含め、処遇改善に取り組んでいただくスキームということです。
3-11	賃金改善額の算定方法等	非常勤職員について、時給で雇用している者については、月の勤務時間や日数により給与が変動しますが、基準月の給与はどのように記入すればよろしいでしょうか。（時給を上げて、3月は春休みがあるので、マイナスとなる可能性がある。）	基準月の給与について、そのまま記載いただいて差し支えありません。
3-12	賃金改善額の算定方法等	時給の場合、毎月の給与額が一定ではなく、勤務状況に応じて、減額となる月がある。この場合、処遇改善が継続されていないとみなされるのか。	時給や日給で給与が支払われる方については、勤務時間・日数で増減することが想定されます。そのような要因に基づいて、給与に減額が生じるとは差し支えないものと考えますが、単価を減額することは認められません。
3-13	賃金改善額の算定方法等	時給で勤務している非常勤職員（パートタイマー）の補助上限額については、どのように考えるべきでしょうか。基準や参考となる算定方法などがありますでしょうか。	各幼稚園の補助金上限額の算定は、教員（常勤・非常勤）数のみで計算されるため、非常勤職員（パートタイマー）の方は、補助金算定の対象ではありません。 しかしながら、各幼稚園に配分される補助金を活用して非常勤職員（パートタイマー）の処遇改善を行うことは可能です。
3-14	賃金改善額の算定方法等	処遇改善の対象は「教職員」となっていますが、上限額の算定にも「職員」は入るのでしょうか。	各幼稚園の補助金上限額の算定は、教員（常勤・非常勤）数のみで計算されるため、職員の方は、補助金算定の対象ではありません。
3-15	賃金改善額の算定方法等	私学以外では園児数によって補助対象となる人数の制限があるようだが、私学にはこのような補助対象人数制限はないものと理解して良いのか。	内閣府事業と異なり、本事業では園児数による補助金額の算定は行いません。
3-16	賃金改善額の算定方法等	交付申請額の算定方法において、2.法定福利費等の事業主負担分の算式において、賃金総額の賃金には、通勤交通費も含むのか。	含まれます。

私学助成園の処遇改善に係るFAQ（令和4年 3月10日時点版）

番号	項目	問	答
3-17	賃金改善額の算定方法等	「申請様式の記入様式(案)」の「Ⅱ 交付申請額等の算定方法について」の1つ目の○の申請時点の教員数につきまして、4月採用予定者がいる場合、2、3月の申請においても、4月採用予定者を人数に加えても良い、ように見えますが、その解釈でよろしいでしょうか。また、この場合、3月退職者は減じなくても良いのでしょうか。	現時点で新たに採用を予定している場合は、算定に加えることができます。 ただし、例えば、定年退職や任期満了に伴う教員の後任補充の場合は、申請時点で在籍している教員分と重複するため、新たに算定に加えることはできません。 また、4月分の申請の場合、3月末の退職予定者を算定の対象とすることは認められません。
3-18	賃金改善額の算定方法等	教員数に参入できる職種はどのようなものか。	副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭を想定しております。
3-19	賃金改善額の算定方法等	免許を保有している事務職員を教員として算定することは可能か。	本事業においては、免許の保有状況ではなく、園の発令状況（いかなる職種で採用・辞令交付されているのか）により、教員又は職員か判断することとしております。
3-20	賃金改善額の算定方法等	事務員は、交付申請額の算定には含まれず、支給対象にのみ、含まれるということでしょうか。	そのとおりです。
3-21	賃金改善額の算定方法等	事務職を含めた職員については、算定の対象とはならないのでしょうか。	補助額の算定に当たっては、教員数だけで算定するため、事務職員は算定対象に含まれません。 しかしながら、算定された補助金を活用する際には、事務職員に充当することができます。
3-22	賃金改善額の算定方法等	令和4年度で職員に定期昇給があるのですが、4月の賃金改善見込み額には定期昇給を加算するのでしょうか。	今般の処遇改善の取組は、定期昇給とは別に行っていただくこととなります。そのため、本補助金を定期昇給分に充当することもできません。
3-23	賃金改善額の算定方法等	基準月の給与について、給与総額（基本給、職務手当、給食手当等）で宜しいでしょうか。	基準月の給与総額は、通勤手当や扶養手当を始めとする個人的な事情に基づいて支払われる手当を除いた額となります。
3-24	賃金改善額の算定方法等	処遇改善を4月から開始をした場合、基本給が4月から定期昇給します。その場合どのようにしたら宜しいのでしょうか。	定期昇給後の金額に、処遇改善に要した額が補助対象となります。
3-25	賃金改善額の算定方法等	令和4年2月の処遇改善について、3月に2、3月の処遇改善分をまとめて支払った場合は、2月も処遇改善を行ったとみなして良いでしょうか。実施要領（案）を見ると、2、3月分をまとめて一時金等により支払うことは可能であると考えております。	可能です。 様式への記載方法ですが、2月と3月に賃金改善分をそれぞれ記載いただくのみです。 令和3年度内であれば、いつ支払ったのかは問いません。

私学助成園の処遇改善に係るFAQ（令和4年 3月10日時点版）

番号	項目	問	答
3-26	賃金改善額の算定方法等	交付申請額（上限額）の算定について、算定に用いる教員数は、「申請時点における教員数（非常勤を含む。）」であり、4月の新規採用予定者も加えることができるのですが、処遇改善を行う教員の数ではなく、在籍（又は新規採用予定）の教員の数ということでしょうか。	在籍している教員数で差し支えありません。 ただし、4月分の申請の場合、3月末の退職予定者を算定の対象とすることは認められないため、除外してください。また、同一法人が複数の幼稚園を設置する場合、4月に幼稚園間で教員の異動を予定している場合が考えられます。この場合、異動する教員は異動後の幼稚園の教員として算定するようにしてください。
3-27	賃金改善額の算定方法等	同一法人が設置する複数の幼稚園に勤務する教員は、各幼稚園で算定の対象としてカウントしても良いか。	各幼稚園で算定するのではなく、勤務する幼稚園において、それぞれ算定の対象とすることができます。 ただし、4月分の申請の場合、3月末の退職予定者を算定の対象とすることは認められないため、除外してください。
3-28	賃金改善額の算定方法等	算定に用いる教員数に加えることができる新規採用予定者は、4月の新規採用予定者のみであり、5月以降の新規採用予定者は対象外ということでしょうか。それとも、申請時点で既に採用が決まっている新規採用予定者は、5月以降の採用であっても加えることができるのでしょうか。	現時点で5月以降の採用であっても、算定に加えることができます。ただし、例えば、定年退職や任期満了に伴う教員の後任補充の場合は、申請時点で在籍している教員分と重複しているため、新たに算定に加えることはできません。
3-29	賃金改善額の算定方法等	申請時点では、新規採用者ありの計画だったが、新規採用を見送ることとした。この場合、補助金上限額を他の教職員の処遇改善に充当してよいか。	充当することは認められません。 この場合、新規採用予定者に係る国庫補助金は、国庫返納することとなります。 具体的には、事業期間終了時の実績報告において、補助金額の確定を行います。この時、過払いした補助金があれば、国庫返納の手続きを行うこととなります。
3-30	賃金改善額の算定方法等	算定に用いる教員数は、「賃金改善に係る計画書」の職種欄が「教員」となる者の数と一致するという理解でよろしいでしょうか。	申請時点では、そのようになります。
3-31	賃金改善額の算定方法等	「賃金改善に係る計画書」について、「職種」欄の選択について、幼稚園教諭免許を有している職員が、事務と教務を兼ねているような場合（兼任教諭）は、「教員」と「事務職員」のどちらを選択すべきでしょうか。主に従事している業務でしょうか。	主たる業務を選択してください。 なお、主たる業務については、辞令や労働契約書等において明確にされているものと考えます。
3-32	賃金改善額の算定方法等	教育補助者は、「その他」を選択するということでしょうか。	そのとおりです。

私学助成園の処遇改善に係るFAQ（令和4年 3月10日時点版）

番号	項目	問	答
3-33	賃金改善額の算定方法等	家族の扶養控除を受けられる範囲で勤務したいなどの理由で賃金改善を望まない者がいる場合、賃金改善を行わない理由を備考に記載して差し支えないか。	差し支えありません。
4-1	その他	経常費補助金で実施されてきた従来の人材確保支援事業と、今回の賃上げ制度を併用することができるのか、ということです。当県が実施してきた従来の人材確保支援事業では、給与表の改定によりアップした分を補助対象経費としております。 仮に今回の賃上げにおいて、継続的に支払われることが確認できる手当での支給でも可能とのことであれば、 従来版：給与表の改定で対応 今回版：手当の支給で対応 とすることで、補助対象経費の重複をさけ、両方の制度から補助を受けることが可能と考えたのですが、いかがでしょうか。それとも、従来版と今回版の併用はできないということなのでしょうか。	本補助金（今回）と高校経常費の加算分（従来）で、補助対象範囲を明確に区分することができれば、併用も可能と考えます。
4-2	その他	今回の処遇改善は現行の処遇改善よりも補助対象が広いですが、10月以降も今回の制度が適用されるのか。	10月以降、本補助金はありませんが、既存事業（私立高等学校等経常費助成費補助金の加算分）で継続することを予定しております。なお、10月以降の取扱いについては、関係省庁と調整中です。
4-3	その他	幼稚園の教育体制支援事業「賃金改善に係る計画書」について、基準月の給与がありますが、時給の場合はどうすればいいのか。また、4月から復職予定者が日給の場合もどうしたらいいのでしょうか。	時給や日給の場合も基準月の総額をご記入ください。 事業期間中における復職者等、基準月の算定が困難な場合は、空欄としていただき、備考欄に「R4.4復職」と記載するようにしてください。
4-4	その他	私学助成園の場合の実績報告は、経常費補助金や特別補助金の実績報告と同様(年1回)でよろしいでしょうか。それとも新制度移行園と様に毎月実績報告するのでしょうか。	実績報告は、年度ごとに1回となります。毎月ご対応いただくものではありません。
4-5	その他	その他の欄には時間外を入力するのでしょうか	「その他」欄は「基本給又は決まって毎月支払われる手当」以外の方法で支給した場合、その金額を記載いただきます。

私学助成園の処遇改善に係るFAQ（令和4年 3月10日時点版）

番号	項目	問	答
4-6	その他	「賃金改善は、基本給または毎月支払われる手当の引き上げにより行うこと、やむを得ない場合は令和4年2月・3月分についてはこの限りではない」とありますが、給与規定の改定が3月の理事会で行われるため、2月分・3月分については4月以降に何らかの形で支給するという方法をとってもよろしいでしょうか。それとも一時金という形でその月に支給することが好ましいのでしょうか。	一時金として、2月、3月に支払っていただくこととなります。
4-7	その他	10月以降の従来の制度と今回の制度（仮に新制度とします）の関係性についてです。 経常費助成費補助金という枠組みのなかで、従来の制度と新制度が並行して存在するのか、あるいは何れかに吸収されるのか、どちらでしょうか。（補助要件が今回制度に一本化されるのでしょうか。） また、10月以降は実施主体が国から県へと変わるものと理解しておりますが、その際、スキームは今回の制度と同様のものなのか、あるいは県で新たに制定するのか、どちらを想定されているのでしょうか。	検討中です。
4-8	その他	「基準月の給与」欄について、時給制の非常勤職員等、毎月の給与が一定でない職員の場合も、処遇改善を開始する前月に支給された給与の実績を記入するというのでしょうか。	そのとおりです。
4-9	その他	申請時点で育休（産休、病休）となっている教員の基準月の給与はどのように記入すればよいか。	休業前の給与を記入いただくことで差し支えありません。
4-10	その他	新規採用者の基準月の給与はどのように記入すればよいか。	処遇改善を実施しなかった場合に想定される給与を記入いただくことで差し支えありません。
4-11	その他	実績報告時の「法定福利費等の事業主負担分の増」欄について、記入要領には「増額分を計算して金額を入力してください」とありますが、計算方法は示していただけるのでしょうか。その月に処遇改善が行われた教職員分の「法定福利費等の事業主負担額」を合計し、「割合」の合計欄と掛け合わせて算出するというのでしょうか。	お手数ですが、各月ごとに個別に計算してください。

私学助成園の処遇改善に係るFAQ（令和4年 3月10日時点版）

番号	項目	問	答
4-12	その他	法定福利費等の割合や、処遇改善分の支給したとする証明としては何が必要になってくるのでしょうか。頂いている計画書等では「簡単な実績報告」しか示されていません。	各幼稚園が根拠資料として用いたもの（給与明細等の写しなど）で差し支えありません。
4-13	その他	処遇改善の取組はいつまで続ける必要があるのか。	本補助金は「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」に実施するものです。補助期間終了後も、取組の継続が求められます。
4-14	その他	額の確定における根拠書類は、どこまで提出する必要があるか。	各幼稚園において、申請や支出等の根拠となる書類を、本事業に係る事務を実施した日の属する年度の終了後5年間保存してください。また、国や都道府県の求めに応じて、提出することができるようになしてください。
4-15	その他	新制度に移行する私立幼稚園について、内閣府の処遇改善事業との接続は認められるか。	文部科学省の処遇改善事業（教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業））の交付を受けている場合、新制度に移行後も引き続き内閣府の処遇改善事業による支援を受けることができます。
4-16	その他	月の途中で子ども・子育て支援新制度に移行する場合の申請手続き如何。	月の途中（各月初日以外の日）に移行する場合は、翌月から内閣府の処遇改善事業の対象となります。そのため、初日以外の日に移行する月は文部科学省の処遇改善事業による補助を受けることとなります。 この場合、総括表の「新制度園への移行予定」の欄を新制度への移行する翌月を選択してください。 例：令和4年7月10日に新制度に移行する場合…総括表の「新制度園への移行予定」の欄を「R4.8」を選択。
4-17	その他	文部科学省の「幼稚園の教育体制支援事業」を活用して処遇改善を行っていない幼稚園が、施設型給付費の支給を受ける幼稚園や認定こども園に移行後に、内閣府の処遇改善事業を実施することはできるのでしょうか。	可能です。 ただし、その場合は子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けた月（月の途中で当該確認を受ける場合はその翌月）から本事業を実施する必要があります。 【参考：内閣府ホームページ】 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r031223/faq-01-2b.pdf
4-18	その他	法人単位で交付申請書をまとめることは可能か。	可能です。 この場合は「補助金交付申請額」の下に、内訳（幼稚園名、補助金交付申請額）を記入してください。

私学助成園の処遇改善に係るFAQ（令和４年 3月10日時点版）

番号	項目	問	答
4-19	その他	「計画書」のb欄とc欄の違いは何か。	賃金改善見込額（計画）のb欄とc欄については、 b欄：処遇改善に要する総額 c欄：処遇改善に要する総額のうち、基本給及び決まって毎月支払う手当となります。いずれも、給与総額を記入するものではありません。 （例）基本給300,000円、処遇改善に要する総額9,000円の場合 b欄：9,000円 ※給与総額（309,000円）を入力するものではありません。 c欄：9,000円
4-20	その他	交付申請額に変更が生じないが、毎月、教員が入れ替わる等、交付決定後、人員に変更がある。その都度、変更交付決定の申請が必要か。	事業期間終了時の実績報告において、補助金額の確定を行います。この時、処遇改善のために支出しなかった補助金があれば、国庫返納の手続きを行うため、都度報告いただく必要はありません。
4-21	その他	令和３年度から本補助金を申請している。令和４年度も引き続き、本補助金を活用したいと考えているが、当初申請した教員に加えて、４月から更に教員を増員することを予定している。増員する教員も処遇改善したいと考えているが、令和４年４月からの補助金上限額を増やして交付申請することは可能か。	改めて「計画書」等を出しなおすことで、補助金額を変更することは可能です。 ただし、継続して雇用する教職員に対する処遇改善額を減額することは認められません。
4-22	その他	令和３年度から本補助金を申請している。令和４年度に交付申請額を増額したいが、計画書等は４月実施分の様式を用いることでよいか。	そのとおりです。 交付申請書の関係書類の年度も「令和４年度」として再提出してください。 なお、この場合の基準月は、処遇改善を開始する前の月となるため、例えば、２月から本補助金の交付を受けている場合は、１月の給与を基準月としてください。

私学助成園の処遇改善に係るFAQ（令和4年 3月10日時点版）

番号	項目	問	答
4-23	その他	令和3年度から本補助金を申請している。その場合は、交付申請書の提出のみで良いこととされているが、交付申請書の「関係書類」の年度は令和3年度になるのか。それとも令和4年度となるのか。	令和3年度に提出した関係書類に修正がない場合は、交付申請書の関係書類の年度は「令和3年度」と記入してください。 ただし、令和3年度の補助金交付に当たって、「計画書」の4月以降の計画を記入することができず、空欄となっている場合や、備考欄に「引き続き処遇改善に取り組む」等を記入するなど、令和4年度の処遇改善に係る具体的な計画（内容）を記入していない場合は、関係書類の再提出が必要となります。 再提出する場合は、交付申請書の関係書類の年度を「令和4年度」と記入してください。
4-24	その他	令和3年度から本補助金を申請している。これまでは「新規採用予定者」として、計画書には氏名を記入していなかったが、採用を決定したため、氏名を記入した計画書を再提出した方が良いか。	交付申請時の再提出ではなく、実績報告時に氏名を記入（朱書き）して提出することで差し支えありません。 なお、新規採用者の経験年数に応じて処遇改善額を増額する等、交付申請額の増額を希望する場合は、関係書類を再提出する必要があります。
4-25	その他	時給により給与を支払う等、給与を翌月払いとしている場合は対象になるのか。	給与を翌月払いとしている場合（例えば、3月分の賃金改善を4月に支払う場合）も補助対象となります。この場合、実績報告において、支払額を賃金改善を行った月に金額を記入してください。 また、この場合においては、「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とする要件についても、適用することとなります。